

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
たるときは、
その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 公共測量の実施(二件)(管理課)
土地収用法による事業の認定(々)
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公安規則 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課)

告 示

鳥取県告示第六百二十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、若桜町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成十年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 公共測量(若桜都市計画図の写真測量による修正)

- 二 作業期間 平成十年七月二十七日から同年十二月二十日まで
- 三 作業地域 若桜都市計画区域内

鳥取県告示第六百三十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、鹿野町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成十年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量(下水道事業に関連する写測図化)
- 二 作業期間 平成十年八月十八日から同年十二月三十一日まで
- 三 作業地域 気高郡鹿野町大字今市地内

鳥取県告示第六百三十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第百二十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称 米子市
- 二 事業の種類 農業集落排水事業大高第1地区污水处理施設建設事業
- 三 起業地

<p>1 収用の部分 米子市下郷字坊ヶ堀地内</p> <p>2 使用の部分 なし</p> <p>四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所 米子市加茂町一丁目一 米子市役所</p>	<p>教育委員会告示</p>	<p>鳥取県教育委員会告示第二十三号</p> <p>定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。</p> <p>平成十年九月二十二日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端</p> <p>一 日時 平成十年九月二十三日(水) 午後一時</p> <p>二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員会室</p> <p>三 議題</p> <p>1 平成十一年度鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集要項について</p> <p>2 その他</p>
--	-----------------------	---

<p>公安委員会規則</p>	<p>鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成十年九月二十二日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県公安委員会委員長 上 田 務</p>	<p>鳥取県公安委員会規則第四号</p> <p>鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則</p> <p>鳥取県道路交通法施行細則(昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第五号口中(ホ)を(ハ)とし、(ニ)の次に次のように加える。</p> <p>(ホ) 在宅寝たきり患者の往診のため歯科診療器材を搭載し、又は搬送する車両</p> <p>別表第六号口中「(三)」を「(ホ)」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>
-----------------------	--	---